

2. 水域占用料及び土砂採取料

(令和元年10月1日現在)

名 称	区 分		単 位	金 額	
水域占用料	工作物の設置を伴うもの (管等は除く)	荷役機械、棧橋等	1平方メートル1年	円 680	
		仮設工作物	1平方メートル1月	440	
	工作物を設置しないもの	船舶係留、木材係留等	1平方メートル1年	400	
	水域において、管等を埋設し、 又は架設するもの	外径40センチメートル未満のもの	1メートル1年	320	
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの		810	
		外径1メートル以上のもの		1,600	
公共空地において、管等を埋設し、 又は架設するもの	外径40センチメートル未満のもの	1メートル1年	市の区域	町の区域	
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの		320	200	
	外径1メートル以上のもの		810	500	
			1,600	1,000	
土砂採取料			1立方メートル	305	

備 考

- 長さ、面積又は容積の計算については、1メートルに満たない端数は1メートル、1平方メートルに満たない端数は1平方メートル又は1立方メートルに満たない端数は1立方メートルとする。
- 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、金額の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 1件の占用料の額が100円に満たないものは100円とし、その額が100円を超える場合においてその額に10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。